

葛城市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 17年度の 人件費率
18年度	人 35,630	千円 11,714,006	千円 96,369	千円 2,907,201	% 24.8	% 21.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

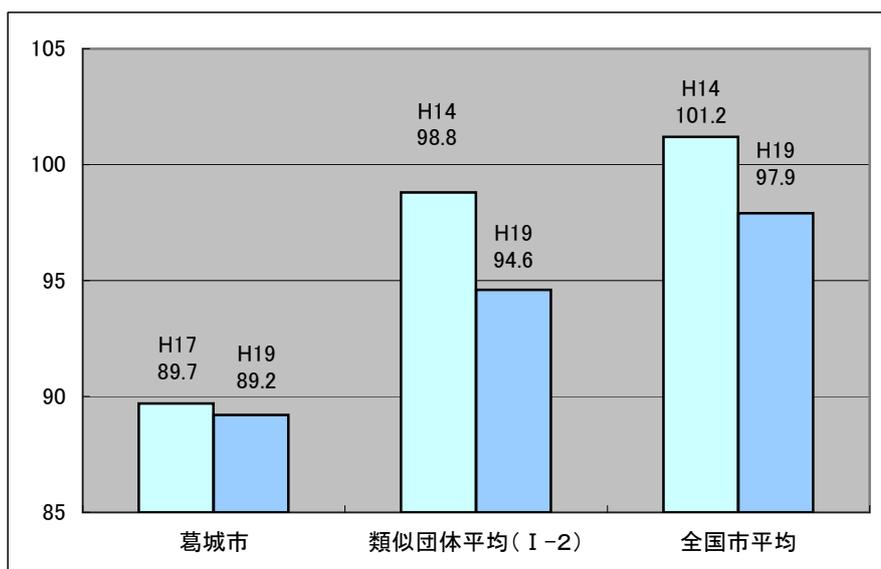
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
18年度	人 333	千円 1,311,557	千円 303,108	千円 548,964	千円 2,163,629	千円 6,497

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

平成16年10月1日に、旧新庄町、旧當麻町及び旧西葛城消防組合が合併し葛城市となりました。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※算出方法:

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、葛城市の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定し算出します。
葛城市の仮定給料総額(学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均です。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体とは、人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)により類似している団体をいいます。
(I-2)は類型区分名を表します。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	44.0	319,553	円 404,422
			円 372,050
奈良県	45.0	366,225	円 448,606
			円 405,322
国	40.7	325,724	円 383,541
類似団体 (I-2)	44.4	342,551	円 415,057
			円 378,262

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	48.0	255,236	円 340,612
			円 278,818
うち給食調理員	52.6	214,380	円 222,431
			円 222,420
うち清掃職員	46.8	263,455	円 374,273
			円 291,715
うちその他職員 (自動車運転員等)	48.3	268,533	円 313,173
			円 288,333
奈良県	47.1	357,105	円 414,251
			円 389,742
国	48.8	287,094	円 320,514
類似団体 (I-2)	48.4	281,111	円 315,505
			円 297,322

③教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	41.1 歳	296,412 円	325,704 円
			322,219 円
類似団体 (I-2)	42.3 歳	317,772 円	346,826 円
			-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		葛城市	奈良県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	174,148 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	140,658 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	138,400 円	134,157 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

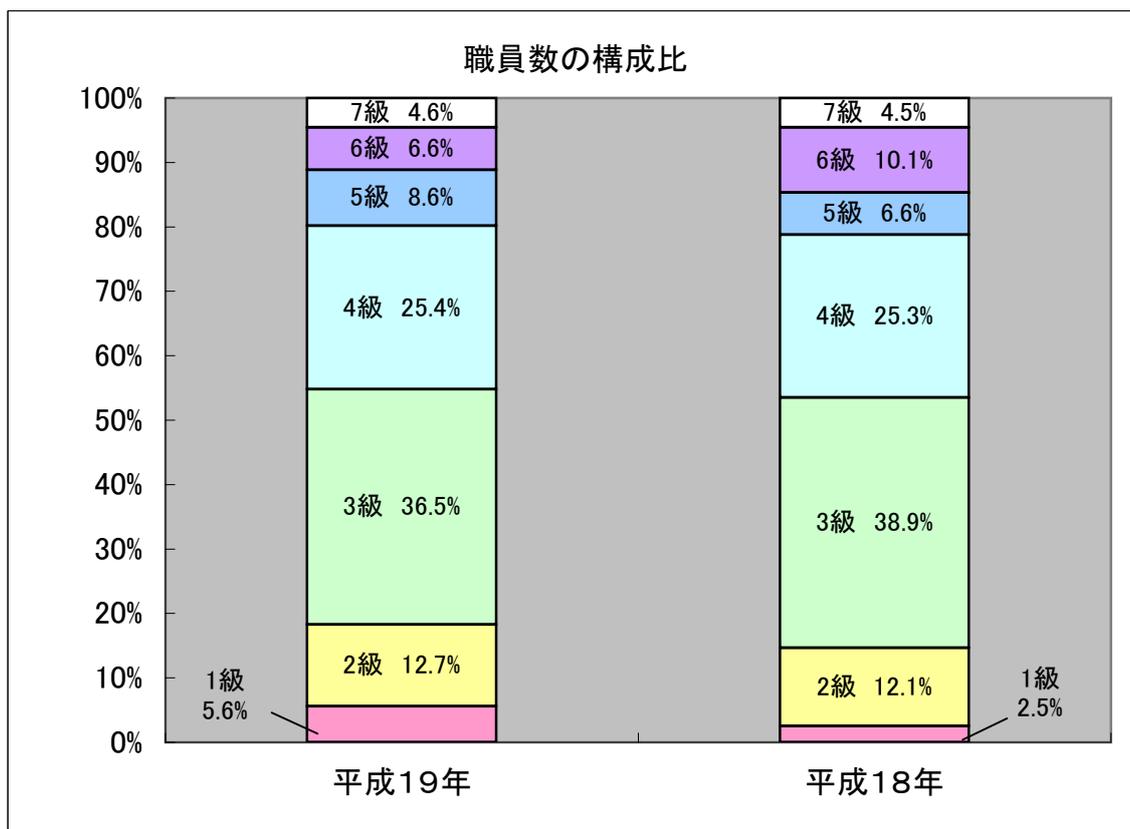
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,100 円	281,871 円	328,267 円
	高校卒	該当者なし	264,500 円	268,200 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	214,500 円	228,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主査	課長補佐	課長・主幹	課長	部長
職員数	11人	25人	72人	50人	17人	13人	9人
構成比	5.6%	12.7%	36.5%	25.4%	8.6%	6.6%	4.6%

(注) 1 葛城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛城市		奈良県		国	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)		—	
1,600千円		1,944千円			
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6月分)	(0.75月分)	(1.6月分)	(0.75月分)	(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
		・管理職加算	10～20%	・管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

葛城市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額					
5,529千円		21,640千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		42,955千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		125,232円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	364人	2%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全地域	3%	3%

(注) 国の制度では平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		24,277千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		262,800円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		23.4%	
手当の種類(手当数)		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症対策業務手当	保健師	感染症発生に伴う防疫作業	日額 5,000円
行旅死亡人等取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人等の収容作業	日額 5,000円
有線放送業務 高所作業等手当	有線放送業務担当職員	有線放送の維持管理における高所作業	日額 1,000円
マイクロバス運転手当	マイクロバス運転従事職員	本務としない職員が、臨時にマイクロバスの運転を行う	日額 2,000円～ 3,500円 (運転距離に応じて)
環境衛生業務手当	清掃業務員	塵芥・し尿処理作業及び危険な作業	日額 1,500円～ 3,400円 (業務の内容に応じて)
消防防災手当	消防職員	消防業務、救急業務及び救助業務	日額 50円～600円 1件 200円～400円 (業務の内容に応じて)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	66,495千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	294千円
支給実績(18年度決算)	56,866千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	259千円

(6)その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 扶養親族2人まで6,000円(ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。また、配偶者が扶養親族でない場合、1人目は6,500円) その他の扶養親族1人につき 5,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加算 	同じ	無し	60,297千円	262,542円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 最高支給限度額 27,000円 新築・購入後 5年を経過していない住居 2,500円 	同じ	無し	11,251千円	204,295円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額 自動車等の使用者(片道の距離) <ul style="list-style-type: none"> 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 45km未満 20,900円 45km以上 50km未満 21,800円 50km以上 55km未満 22,700円 55km以上 60km未満 23,600円 60km以上 24,500円 	同じ	無し	14,259千円	51,585円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員 <ul style="list-style-type: none"> 部長級(部長、理事) 給料月額に100分の15を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て、以下同じ。) 課長級(課長、主幹) 給料月額に100分の12を乗じて得た額 課長補佐級 給料月額に100分の10を乗じて得た額 			59,860千円	521,705円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務した者 勤務1時間当たり支給額(支給単価)に100分の135を乗じて得た額に、勤務時間数を乗じる ※勤務1時間当たり支給額 $\frac{(\text{給料月額} + \text{給料月額に対する地域手当月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$ 	同じ	無し	11,079千円	357,381円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した者 勤務1時間当たり支給額(支給単価)に100分の25を乗じて得た額に、勤務時間数を乗じる ※勤務1時間当たり支給額 同上 	同じ	無し	2,148千円	69,294円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿日直業務(一般) 4,200円/日 	同じ	無し	8,896千円	46,730円

5 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等		
給料		平成19年4月1日現在	(参考) 類似団体(Ⅰ-2)における最高/最低額	
	市長	890,000円	989,000円 /	405,000円
	副市長	740,000円	816,000円 /	320,000円
	収入役	680,000円	695,000円 /	608,000円
	特別参与	400,000円	- /	-
報酬		平成19年4月1日現在	(参考) 類似団体(Ⅰ-2)における最高/最低額	
	議長	470,000円	528,000円 /	310,000円
	副議長	400,000円	462,000円 /	275,000円
	議員	370,000円	431,000円 /	255,000円
期末手当	市長 副市長 収入役 特別参与	(18年度支給割合)	3.35月分	
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合)	3.35月分	
退職手当		(算定方式：平成19年4月1日現在)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×支給率(5.2)×在職年数	18,512,000円	在職中通算
	副市長	給料月額×支給率(3.3)×在職年数	9,768,000円	在職中通算
	収入役	給料月額×支給率(2.8)×在職年数	7,616,000円	在職中通算
	特別参与	一般職と同様の扱い(給料月額×勤続年数に応じた支給率、退職時に支給)		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

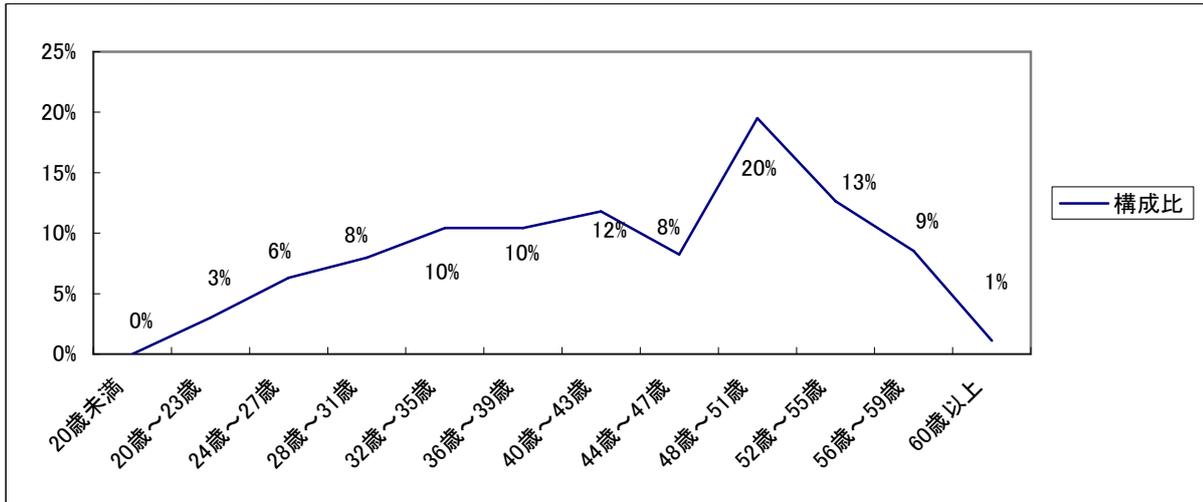
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	4	-1	採用、退職 新規採用 21名 男13、女8 再任用 <u>3名(業務員)</u> 計 24名 定年退職 ▲12名 勸奨退職 ▲5名 普通退職 ▲6名 計 ▲23名
		総務	52	55	3	
		税務	20	21	1	
		農林水産	11	10	-1	
		商工	3	3	0	
		土木	20	19	-1	
		民生	59	55	-4	
		衛生	47	45	-2	
	計	217	212	-5		
	教育部門	74	70	-4		
消防部門	42	45	3			
小計	333	327	-6			
公営企業等会計部門	水道	12	14	2		
	下水道	7	6	-1		
	国保・老健・介護	11	17	6		
	小計	30	37	7		
合計		363	364	1		
		[474]	[474]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳
職員数	0人	11人	23人	29人	38人	38人	43人	30人	71人	46人	31人
区分	60歳以上	計	※定年:60歳								
職員数	4人	364人	※60歳以上の職員は、再任用職員です。								

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成16年度(合併年度)～平成23年度における定員管理の数値目標

平成16年度職員数	平成23年度職員数	純減数	純減率
379人	343人	-36人	-9.5%

(参考)葛城市集中改革プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年度	平成23年度	343

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	17年～23年計	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目		
一般行政	職員数	221	217	217	212	/	/	/	/	-9	343
	増減	-	-4	0	-5						
教育	職員数	77	77	74	70					-7	
	増減	-	0	-3	-4						
消防	職員数	44	43	42	45					1	
	増減	-	-1	-1	3						
公営企業等会計	職員数	37	30	30	37					0	
	増減	-	-7	0	7						
計	職員数	379	367	363	364					-15(41.7%)	
	増減	-	-12	-4	1						

- (注) 1 計画期間は、平成16年度の合併年度から平成23年度までの7年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 17年度の 給与費比率
18年度	千円 705,126	千円 91,536	千円 83,053	% 11.8	% 10.8

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
18年度	人 12	千円 48,975	千円 12,309	千円 21,289	千円 82,573	千円 6,881

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

平成16年10月1日に、旧新庄町、旧當麻町及び旧西葛城消防組合が合併し葛城市となりました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
葛城市	歳 43.10	円 350,238	円 509,923
団体平均	歳 45.3	円 375,666	円 572,943

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

葛城市(企業職)		葛城市(企業職を除く全職種)	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,714千円		1,600千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)	期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

葛城市(企業職)			葛城市(企業職を除く全職種)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
—			5,529千円 21,640千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		1,728千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		132,917円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	13人	2%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全地域	3%	3%

(注) 国の制度では平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	0%
手当の種類(手当数)	無

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	2,446千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	349千円
支給実績(18年度決算)	2,745千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	343千円

カ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 扶養親族2人まで6,000円(ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。また、配偶者が扶養親族でない場合、1人目は6,500円) その他の扶養親族1人につき 5,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加算 	同じ	無し	3,413千円	262,500円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 最高支給限度額 27,000円 新築・購入後 5年を経過していない住居 2,500円 	同じ	無し	1,356千円	226,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額 自動車等の使用者(片道の距離) <ul style="list-style-type: none"> 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 45km未満 20,900円 45km以上 50km未満 21,800円 50km以上 55km未満 22,700円 55km以上 60km未満 23,600円 60km以上 24,500円 	同じ	無し	588千円	53,455円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員 <ul style="list-style-type: none"> 局長級 給料月額に100分の15を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て。以下同じ。) 課長級(課長、主幹) 給料月額に100分の12を乗じて得た額 課長補佐級 給料月額に100分の10を乗じて得た額 	同じ	無し	2,395千円	479,040円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿日直業務(一般) 4,200円/日 宿日直業務(諸施設の巡視、臨時の業務) 6,300円/日 	同じ	業務の種類、手当額	815千円	67,900円

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

本庁などの場合	月～金曜日(休日・祝日を除く) 勤務時間 8時30分～17時15分 うち休憩時間45分
---------	---

(2) 年次有給休暇

制度の概要	平均取得日数(平成18年)
1年につき20日付与。 現年に付与した日数の残日数は 翌年に繰越可能。	8.7日

(3) 特別休暇などの種類

休暇の種類	休暇の内容	有給/無給	付与(限度)日数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	有給	90日
特別休暇	骨髄提供のための休暇	有給	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	有給	5日/年
	結婚休暇	有給	連続5日/年
	妻の出産休暇	有給	2日
	産前、産後休暇	有給	6週間、出産の翌日から8週間
	子の看護のための休暇	有給	5日/年
	親族の死亡	有給	1～7日
	夏季休暇	有給	3日/7～9月の間
介護休暇	配偶者、父母、子など負傷又は疾病のため日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	1時間当たりの 給与額を減額	6月

(4) 育児休業制度と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最大その子が満3歳をむかえるまで取得できます。

育児休業は1日単位、部分休業は時間単位で取得できます。

区分	取得者数(平成17年度)	取得者数(平成18年度)
育児休業	9人(0人)	9人(0人)
部分休業	0人(0人)	0人(0人)

※()は男性職員の取得者数。

9 分限及び懲戒処分の状況

(平成19年1月～平成19年11月末時点)

分限処分	懲戒処分			
	免職	停職	減給	戒告
2人	0人	0人	0人	0人

(注) 1 分限処分は、公務能率の維持を目的に行われる処分です。

心身の故障(負傷・疾病)などにより、本人の意に反して休職又は免職させます。

この場合、退職手当などに不利益な取扱いはありませんが、月々の給与又は賞与においては減額の対象になります。表中の2人は全て心身の故障による分限休職処分です。

2 懲戒処分は、服務義務違反に対する制裁として行われる処分です。

分限処分と同様に本人の意に反して処分されますが、免職の場合は退職手当も支給されず、当該地方公共団体への再就職、試験なども制限されます。

10 職員の服務の状況

憲法第15条第2項に基づき地方公務員法第30条に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、これに専念しなければならないと定められています。

この根本基準として、次のような服務上の義務が定められています。

- ・服務の宣誓
- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

11 公平委員会の状況

(平成19年1月～平成19年11月末時点)

業務の状況	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
苦情の処理の状況	0件

懲戒、その他の本人の意に反すると認める不利益な処分が行われた場合、その職員は行政不服審査法による不服申立てができます。また、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

それらの不服申立てや措置要求がされた場合、公平委員会はその職員から口頭審理その他の方法により審査を行い、必要に応じて処分の修正や取消しを行い、また地方公共団体の機関に対し改善等の勧告を行います。

12 研修の状況

区分	受講者数	研修内容
専門実務研修	39人	市町村職員研修センター及び市町村アカデミーなど(法制執務、民法、地方自治法、クレーム対応、財政、税務、研修、契約、介護保険など)
庁内研修	延べ635人	情報漏えいとセキュリティ対策(管理職員対象)、行政改革、情報セキュリティ、交通安全など
その他研修	21人	人権啓発学習講座、県内市町村合併推進構想、人事管理、CADなど